

審 査 基 準

令和 7 年 4 月 1 日作成

法 令 名：	警備業法
根 拠 条 項：	第42条第3項において準用する第22条第5項
処 分 の 概 要：	機械警備業務管理者資格者証の書換え
原権者（委任先）：	長野県公安委員会
法 令 の 定 め：	警備業法施行規則第63条、第43条第1項（機械警備業務管理者資格者証の書換への申請）
審 査 基 準：	
標 準 処 理 期 間：	14日
申 請 先：	住所地を管轄する警察署の生活安全課、生活安全第二課又は生活安全・刑事課
問 い 合 わ せ 先：	長野県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務担当室 (電話：026-233-0110)
備 考：	